

チーム千葉ボランティアネットワーク運営業務委託に係る質問への回答

No	資料名	質問事項	回答
1	仕様書 2 P	仕様書の 2 頁イ (ア) dに「ボランティア募集団体向けのサイトの改修については必須とする」とありますが、「ボランティア募集団体向けのサイト」というのは、具体的には、現状のウェブサイトのどの部分を指しているのでしょうか？	チーム千葉ボランティアネットワークウェブサイト 下部「事務局からのお知らせ」内「 <b>■</b> ボランティア募集・お知らせ告知を希望するかたへ <b>■</b> 」を指しております。
2	仕様書 3 P 6 P	<p>プログラム等に明らかに起因する不具合に関する責任の所在に関して、質問させていただきます。</p> <p>A：仕様書の 1 頁 5 業務内容 (2) イ (ア) k の 2 行目に、「また、当該年度以前の「チーム千葉ボランティアネットワーク運営業務委託」受注者が構築したプログラム等に明らかに起因する不具合が発覚した場合でも、委託開始後は受注者がプログラム修正等の解決にあたること。」 ⇒ 令和 7 年度受注者の責任</p> <p>B：仕様書の 6 頁 1 0 権利関係 (1) ウに、「受注者は本業務完了後といえども成果品等に瑕疵が発見された場合には、発注者の指示に基づいて速やかにその訂正をしなければならない。これに要する経費はすべて受注者の負担とする。」 ⇒ 令和 6 年度受注者の責任</p> <p>(質問)</p> <p>プログラム等の不具合に関する責任の所在について上記のように、どちらとも解釈できますが、現状のウェブサイトにおいて、以下のような不具合が見受けられます。</p> <p>①「ボランティア活動団体」のページの「絞り込んで探す」を利用して情報検索をし、例えば 3 7 件がヒットした (登録数：3 7 件 [1-1 2 件] と表示された) 後、1 3 件目以降を見ようと下部の「次へ」をクリックすると、検索条件がリセットされてしまうのか、「登録数：1 1 3 件…」と表示されてしまう。</p> <p>②「インフォメーション」のページにコラムが掲載されているが、その各記事に「受付中」という、明らかに不要な情報 (アイコン) が表示されている。</p> <p>①②、その他このような不具合が引継ぎ後にも発覚した場合は、現在の受注者と来年度の受注者どちらに修正する責任があるのでしょうか？</p>	<p>仕様書 6 頁 1 0 権利関係 (1) ウ「受注者は本業務完了後といえども成果品等に瑕疵が発見された場合には、発注者の指示に基づいて速やかにその訂正をしなければならない。これに要する経費はすべて受注者の負担とする。」の項目は仕様書から削除し、改めて修正した仕様書を市ホームページに公開いたします。</p> <p>委託開始後にプログラム等に不具合が発覚した場合には、仕様書 2 頁、5 (2) イ (ア) d「機能追加等サイトの改修については、1 回とし、軽微な修正・変更については、これとは別に随時行うこと。なお、サイトの改修等については、発注者と十分協議の上、速やかに対応すること。」及び仕様書 3 頁、5 (2) イ (ア) k「サイトに不具合が生じた場合は、直ちに発注者に報告するとともに、速やかに原因を調査・分析したうえで、プログラムの修正・改修等の恒久対策を講じること。」のとおり発注者に報告、協議の上ご対応ください。また、当該年度以前の受注者が構築したプログラム等に明らかに起因する不具合のために本仕様書を大きく逸脱する改修等が必要となった場合は別途発注者と協議するものとします。</p>
3	仕様書 3 P	仕様書の 3 頁 (イ) bに「インセンティブを付与するプログラムを備え」とありますが、現状のウェブサイトにおいては、メンバーのマイページ内の「STEP UPプログラム」がこれに該当すると思われませんが、スターバッジの獲得者数 (年度毎) を公表、または提供いただくことは可能でしょうか？	<p>令和 6 年度：1 スター / 1 7 人、2 スター / 0 人、3 スター / 6 人 計 2 3 人 (令和 7 年 1 月末日時点)</p> <p>令和 5 年度：1 スター / 2 0 人、2 スター / 2 人、3 スター / 2 人 計 2 4 人</p> <p>令和 4 年度：1 スター / 6 人、2 スター / 4 人、3 スター / 2 人 計 1 2 人</p>
4	仕様書 3 P	仕様書の 3 頁 (イ) cに、「メンバー登録者に対するアンケートを年 1 回以上実施し…」という旨が記載されています。現在 (過去) の受託者においてもアンケートを実施していると思われませんが、今年度 (または直近の年度) に実施されたアンケートの集計結果を公表、または提供いただくことは可能でしょうか？	提供は可能です。

No	資料名	質問事項	回答
5	仕様書4P	仕様書P4 ボランティア活動を支援する取組みに関して 「取組みの実施にあたっては、過去に実施したメンバー登録者向けのアンケート結果（発注者が提供する）等を参考にしながら、自ら新規・独自事業を企画・開拓すること」とありますが、令和4年度以降のアンケート結果を頂くことは可能でしょうか。	提供は可能です。
6	仕様書5P	仕様書P5 業務の引継ぎに関して ウェブサイト、レンタルサーバー情報、ドメイン等の引継ぎに関して、引継ぎに必要なシステム設計書やマニュアル、引継書等をご提供頂けるとのことで良いでしょうか。ご提供頂ける場合は、受託後どのくらいの期間で前年度受注者より情報を提供頂けますでしょうか。	令和6年度仕様書に業務の引継ぎに必要な資料の提供については記載しておりませんので、詳細に記載している引継ぎ資料は提供できない可能性はございますが、ホームページ掲載情報やメンバー登録者のマイページ登録情報等のデータベース等、本ネットワーク運営に必要なデータを移管することは可能です。 引継ぎ資料の提供時期については選考結果通知日（令和7年3月3日）以降に現受託者との協議となります。
7	仕様書5P	仕様書P5 業務の引継ぎに関して システム引継ぎが想定以上に複雑であった場合など、引継ぎ期間や運営開始時期の調整は協議可能でしょうか。	令和7年度仕様書5頁9業務の引継ぎ（1）業務開始時「受注者は、令和6年度受注者から業務の引継ぎを受けること。令和6年度受注者からの引継ぎ作業は受注者の負担と責任において実施し、受注者は自主的に業務習熟を行い、委託業務の遂行に支障を来すことの無いようにすること。」となっておりますので委託業務の遂行に支障を来す場合には引継ぎ期間の調整は協議可能です。 運営開始時期については令和7年度仕様書1頁5業務内容（1）基本事項ウ業務開始時期「現行のレンタルサーバー及びドメイン（chiba-volunteer.com）を引き続き利用し、令和7年4月1日から開始すること（ウェブサイト及びシステム運用含む）。」となっておりますので運営開始時期の調整は協議不可能です。
8	事務局規約1P	第4条（6）などに記載のある「情報発信元」とは、別紙2：チーム千葉ボランティアネットワーク（ウェブサイト管理基準）の（5）ボランティア活動団体情報に記載のある、①千葉市民活動支援センターなどの4施設と同様な施設や組織を指しているのでしょうか？	千葉市民活動支援センター、千葉市国際交流協会、千葉市ボランティアセンター、ちば生涯学習ボランティアセンターと同様な施設や組織の他、企業、大学、ボランティアやイベントの主催者等のボランティア募集情報や研修情報等を発信する団体全般を指しております。
9	事務局規約1、2P	第7条が“2つ”あり、第9条が欠落しているようです。“（情報発信元）”が第8条で、“（情報発信）”が第9条という理解でよろしいでしょうか？	お見込のとおり、（情報発信元）が第8条、（情報発信）が第9条となります。 事務局規約を修正し、修正後の事務局規約を市ホームページに公開いたします。
10	事務局規約2P	第8条に記載のある「情報発信元として登録する」という意味は、例えばIDやパスワードを発行し、情報発信元が当ウェブサイトにログインして情報を掲載できるようにする、という意味でしょうか？	修正後の事務局規約第8条「以下の全ての項目にあてはまる場合、情報発信元として登録することができる。」とは、「受託者が申請のあったボランティア募集団体をチーム千葉ボランティアネットワークの情報発信元として登録すること」を意味しており、情報発信元が当ウェブサイトにログインして情報を掲載できるようにするという意味までは含んでおりません。 現行、チーム千葉ボランティアネットワークのウェブサイトにボランティア募集情報を掲載できるのは受託者のみであり、チーム千葉ボランティアネットワークのウェブサイトにログインするためのIDやパスワードを情報発信元に発行し、直接情報を掲載できるようにするような運用は行っておりませんが、発信される内容に関する掲載可否の判断や発信する情報の正確性の確保、情報セキュリティへの対応等が受託者において可能であれば、そのような運用をご提案いただくことを妨げるものではありません。